



# サイバー犯罪対策だより

## サイバーセキュリティ対策の点検を!

インターネットは私たちの日常生活に欠かせないものとなっていますが、その一方で、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、不正アプリによる個人情報の収集など、インターネットの利用に起因した犯罪は多発しています。

その中には、少しの注意を払い、基本的な対策を講じていれば防ぐことができたものも少なくありません。

政府では、平成28年2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」としています。

この機会に、犯罪の現状と基本的な予防策についての理解を深め、安全に、安心してインターネットを利用するために、セキュリティ対策の点検を行いましょう。

### 基本的な情報セキュリティ対策

サイバー犯罪による被害に遭わないために、インターネットやパソコンの利用に際しては、基本的な情報セキュリティ対策を継続的に講じることが大切です。

- ・ ウイルス対策ソフトを導入し、適切に更新する。
- ・ OSやその他のソフトウェアも、常に最新の改良プログラムを適用して最新状態を維持する。
- ・ ネットワーク機器についても、その脆弱性を確認し、必要な更新を行う。
- ・ 生年月日や電話番号等で構成されているなどの単純なパスワードを使用しない。
- ・ 同一のID、パスワードを複数のサービスで使い回さない。
- ・ インターネット上の書き込みなどにより、ID、パスワードを他人に教えない。



### インターネットバンキング不正送金対策

インターネットバンキングのIDやパスワードなどの認証情報を不正に入手し、これを用いて他人の口座に不正に送金を行う事犯が増加しています。

平成27年上半期には、全国で754件ものインターネットバンキングに係る不正送金事犯が発生しており、その被害額は約15億4400万円に及んでいます。

他人のID、パスワードなどの認証情報を不正入手する手口としては、金融機関を装った偽サイト(フィッシングサイト)にこれら情報を入力させるものや、コンピュータウイルスを悪用するものがあります。

- ・ インターネットバンキングにアクセスした際に、普段とは異なるID、パスワードの入力画面等が表示された場合、入力する前に金融機関等へ通報する。
- ・ 金融機関でワンタイムパスワードの発行があれば必ず利用する。(その際、パソコンが不正プログラムに感染していてもワンタイムパスワードが盗まれないようにするため、ワンタイムパスワードはパソコンで受信するのではなく、携帯電話等の別の端末で受信する。)
- ・ 金融機関が提供する各種対策ソフトを導入する。
- ・ 身に覚えのないメールに添付されたファイルやURLを安易にクリックしない。
- ・ 不審なサイトを閲覧したり、信頼のおけないプログラムをダウンロードしない。

